

島田市緑の基本計画の策定について

改定の背景・目的

- 緑の基本計画は、都市緑地法第4条第1項に基づき、都市計画区域における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する基本計画として策定するものです。
- 前回の「島田市緑の基本計画（H12.3）」から20年が経過しており、都市緑地法、都市公園法の法改正や合併に伴う市域の拡大、新しい市総合計画や都市計画マスタープランなどを踏まえた計画の策定が必要となっています。

検討対象の区域・計画期間

- 行政区域の全域を対象として、計画の基本理念、基本方針を定め、この方針に基づき、都市計画区域を対象として、都市の緑に関する施策を定めます。
- 計画期間は、島田市都市計画マスタープランとの整合を図るため、概ね20年後の2040年（令和22年）を目標年次とします。

計画策定スケジュール（案）

- 緑の基本計画の策定については令和4年12月公表を目指して、パブリックコメントを9月頃予定しています。都市計画審議会での審議は11月頃を予定しています。

目次（案）

第1章 島田市緑の基本計画の改定方針

1. 計画の目的
 2. 計画の位置づけ
 3. 計画対象区域
 4. 計画期間
- など

第2章 緑に関わる背景

1. 社会潮流
2. 緑に関わる法制度等の動向

第3章 上位関連計画

第4章 現況把握

1. 自然的条件
2. 社会的条件
3. 緑地・緑化の現況

第5章 住民意識の把握

第6章 課題の整理

第7章 緑地の保全及び緑化の目標

1. 基本理念
2. 緑の将来像
3. 基本方針
4. 計画の目標水準

第8章 緑地の配置方針

1. 主要な機能別（環境、レクリエーション、防災、景観）の配置方針
2. 総合的な緑地の配置の方針

第9章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

1. 施設緑地（都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地）の整備方針
2. 地域制緑地（河川区域、農用地区域、保安林など）の保全活用の方針
3. 都市緑化の方針（民有地の緑化、市民参加など）

第10章 地域別計画

1. 緑化重点地区
2. 緑化配慮地区